

福岡市地域療育を考える会

第32回総会



めばえ学園H16年度卒園のS君ママの作品

福岡市地域療育を考える会 会則

第1条 名称

当会の名称は、『福岡市地域療育を考える会』（以下、「本会」という。）とし、略称を『療考会』とする。

第2条 会の所在地

本会は、会長宅をその所在地とする。

第3条 目的

障がい児を取り巻く環境の向上を目指し、福岡市内の障がい児施設を充実及び発展させるための取り組みを行うと共に、障がい児の保護者に学習の場を提供することをその目的とする。

第4条 会員

本会は、前条の目的に賛同する福岡市内の療育施設・団体に属する障がい児の保護者及び個人をもって構成する。

第5条 事業

本会は、次の事業を行う。

- 1) 学習会及び講演会
- 2) 上記のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

第6条 会議

本会は、必要に応じ、次の会議を行う。

- 1) 総会 2) 事務局会議 3) 代表者会議 4) 事務局・代表者合同会議

第7条 総会

次に掲げる事項については、総会の承認を得るものとする。

- 1) 予算に関する事項
- 2) 本会の会則変更に関する事項
- 3) 上記以外の重要事項

第8条 決議の方法

前条の総会決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

第9条 書面総会

総会の開催が困難な事情がある場合には、事務局の決定により、書面決議にすることができる。

第10条 事務局

- 1) 本会運営に必要な業務を行うため事務局を設置し、会員の中から選出されたメンバーにより構成する。
- 2) 事務局には、次のとおり役員を置く。
会長、副会長及び会計を各若干名
- 3) 事務局メンバーの任期は、毎年度総会終結の時から次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4) 第7条に掲げられた事項を除く、本会の運営に関する事項については、事務局会議において決定するものとする。その際、必要に応じて代表者会議を開催し、広く会員の意見を求めることを心がけるものとする。
- 5) 前項の決議は、出席した事務局メンバーの過半数をもって決する。

第11条 代表者会

各会員への情報伝達及び会員同士の意見交換を目的に、代表者会を設置する。

- 1) 代表者会は、本会に所属する各療育施設の保護者会員の中から選出された代表者により構成する。
- 2) 代表者の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 3) 代表者は、各療育施設の保護者会員と本会を結ぶ窓口として、本会に関する情報を各保護者会員に伝達し、また、保護者会員の意見や要望を集約し、本会に伝達する役割を担うものとする。
- 4) 代表者会は事務局が統括する。

第12条 顧問

本会の業務執行につき、必要がある場合には顧問を置くことができる。

第13条 会計

- 1) 本会の運営費には、会費・寄付金・事業収入等を充てる。
- 2) 本会の会費は年会費とし、療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに金400円、個人会員については1名につき金400円とする。
- 3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て総会を招集し、決算報告を行う。
- 5) 本会の会計処理については、前各項のほか別途定める本会会計規則に従うものとする。

附則

本会則は1995年5月27日から施行され、都度一部改定ののち2020年10月28日より実施される。

福岡市地域療育を考える会 会計規則

第1条 会費

福岡市地域療育を考える会（以下、「本会」という。）の運営費として、次のとおり会費を徴収する。

- ① 年会費として、金400円を徴収する。
- ② 療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに徴収する。
- ③ 個人会員については、1名につき金400円とする。
- ④ 本会への入会日が3月に属する場合には、会費は徴収しない。
- ⑤ 年度途中での退会については、会費の月割り返金を行わない。
- ⑥ 療育施設・団体の保護者会員の会費については、総会終了後最初に行われる代表者会議または、事務局・代表者合同会議において徴収するものとする。

第2条 託児料

本会の託児サービスを利用した場合、次のとおり託児料を徴収する。

- ① 学習会・講演会については子ども1名につき金500円

第3条 事務局手当

1. 事務局メンバーの活動費を、次のとおり支給する。

- ① 会長 1名につき金5,000円
 - ② 会長以外の事務局メンバーが所属する療育施設ごとに金3,000円
2. 事務局メンバーが任期途中で退任した場合、前項の活動費については、月割計算により支給するものとする。

第4条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 監査

毎年4月に会計監査を行うものとし、原則として前年度会計担当者がこれに当たる。

第6条 帳簿等保存期間

本会会計に関する帳簿等資料の保存期間は3年とする。

附則

本会計規則は令和8年6月23日より施行する。

2025年度 活動報告



2025年度は、以下のことに取り組みました。

『陳情活動について』

『療考会の普及・存在意義について』

『療考会の運営について』

これらの3つの柱を掲げ、以下のことに取り組みました。

1. 療考会主体の陳情活動

進路の会との合併により、2025年度は療考会主体で陳情活動を行いました。「交流保育について」および「障がいのあるお子さん向け子育てサポートガイドブックの普及について」の陳情書を福岡市へ提出いたしました。交流保育については、行政より各センターへの継続的な呼びかけが行われており、サポートガイドブックにつきましても、今後はQRコード付きのチラシを作成していただくこととなりました。

2. 療考会の普及・存在意義の理解

2025年度は役員不足により、十分な活動ができなかったのが現状でした。保護者会の解散も増加し、療考会の存続も一時は危ぶまれる状況となりました。そのような中、各園の保護者を対象にアンケートを実施したところ、「陳情活動は続けて欲しい」との意見を多くいただき、療考会の必要性を改めて確認することができました。一方で、療考会の目的や役割が十分に認知されていないことも明らかとなりました。そのため、療考会の周知および理解の促進が今後の重要な課題であると考えております。

3. 療考会の運営体制の見直し

療考会アンケートでは、役員の負担軽減や業務のスリム化を求める声を多くいただいたため、役員内で業務内容の見直しを行い、無理なく継続できる運営について協議を重ねてまいりました。しかしながら、現時点では次年度の運営体制が十分に整っているとは言い難く、次年度役員の負担も考慮した結果、2026年度の陳情は見送ることといたしました。2027年度での陳情再開に向け、次年度は運営体制の整備に努めてまいります。

活動にご理解とご協力頂きました会員の皆様に心より感謝申し上げます。



2026年度 活動方針(案)



**2026年度は
次の方針に基づき活動を進めていきます。**

【1】 運営体制の整備と引き継ぎ体制の強化

アンケートで多く寄せられた役員の負担軽減に関する意見を踏まえ、業務内容の見直しと整理を行い、無理のない運営体制の構築に取り組んでまいります。また、前年度同様、役員の人数が限られていることや役員が1年ごとに交代する体制であることから、引き継ぎ体制の強化を図ってまいります。役員一人一人に負担が偏らないよう配慮し、療考会が長期的に継続していける運営基盤の整備を目指してまいります。

【2】 療考会の周知と理解の促進

アンケートを通じて、「療考会の活動内容を初めて知った」という意見も一定数寄せられたことから、本会の目的や存在意義が十分に理解されていないことが課題であると改めて認識いたしました。

このような状況を踏まえ、今後は各園への情報発信や周知の機会をこれまで以上に充実させるとともに、活動内容の可視化を進めてまいります。療考会の取り組みやその意義について、より多くの保護者の皆さまに理解を深めていただけるよう努めてまいります。

【3】 陳情再開に向けた基盤づくり

2026年度の陳情活動は見送ることとなりますが、2027年度での再開に向け、必要な体制の整備や準備を進めてまいります。

陳情活動は、療育環境の改善に向けた大切な取り組みであり、これまでの積み重ねによる成果も大きいことから、その意義を大切にしながら今後につなげてまいります。

**今年度も変わらぬご厚情とご協力を賜りますよう
何卒よろしくお願い申し上げます。**



会員各位

平素より療考会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2025年度第32回総会につきましては、「福岡市地域療育を考える会 2025年度第32回総会(書面決議)のご案内」(以下「別紙」)のとおり、書面による決議とさせていただきます。

会員の皆様におかれましては、総会資料とあわせて別紙の内容をご確認のうえ、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

ご記入いただいた書面は、令和8年6月5日(金)までに、各園担当者へご提出いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお集計結果につきましては、後日、当会ホームページ(下記URLおよびQRコードからアクセス可能)にてご報告いたします。

<http://ryouiku-fukuoka.com/>



ご不明な点がございましたら、各園療考会担当者までお問い合わせください。

福岡市地域療育を考える会 役員一同